

令和元年度マリンオープンイノベーション機構広報戦略策定業務委託企画提案 募集要項

この要項は、令和元年度マリンオープンイノベーション機構広報戦略策定業務を委託する予定事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 業務の目的

本業務は、マリンオープンイノベーション機構の活動を広く国内外に効果的に周知するとともにネットワークを構築するための広報戦略を策定することにより、県内企業をはじめ国内外の多くの方々に、マリンバイオテクノロジーをはじめとする先進技術等の社会実装に取り組む当機構の存在と活動内容を認知していただくとともに、関係団体などと、人や情報のネットワークを構築することを目的とする。

2 業務の内容等

(1) 業務名

令和元年度マリンオープンイノベーション機構広報戦略策定業務

(2) 委託業務の内容

別添「令和元年度マリンオープンイノベーション機構広報戦略策定業務委託企画提案仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和2年2月28日（金）まで

(4) 事業費の上限額

9,000,000円（消費税を含む。）

3 応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 緊急時に迅速な対応がとれること。
- (5) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当

- 該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 応募手続き

(1) 応募書類の交付

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

交付期間	令和元年11月20日(水)～令和元年11月29日(金)
交付資料	令和元年度マリンオープンイノベーション機構広報戦略策定業務委託企画提案募集要項 令和元年度マリンオープンイノベーション機構広報戦略策定業務委託企画提案仕様書
交付方法	当機構のホームページにて公開する。

(2) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期限	令和元年11月29日(金)午後5時まで(必着)
提出方法	マリンオープンイノベーション機構宛て、応募書類を提出すること。(郵送可)

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和元年度マリンオープンイノベーション機構広報戦略策定業務委託企画提案応募申込書（様式1） ② 企画提案書（様式2） ③ 見積書（様式不問。積算内訳（業務内容・人数・時間・単価等）を記載すること） ④ 企画提案応募に係る誓約書（様式3） ⑤ その他企画提案を説明するのに必要な書類（大きさは日本工業規格A4とする。） ⑥ 会社概要と過去3期分の決算書又は事業報告書 ⑦ 今回の企画提案類似の業務実績（時期、概要（公表できる範囲で可）） ⑧ 定款又は寄附行為の写し
提出部数	5部（正本1部、副本4部）
提案件数	企画提案は、1団体（個人）につき1件とする。
提案のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ① 提案内容は、専門用語を極力避け、専門知識を有しない者でも理解できる、具体的でわかりやすい表現とすること。 ② 長文記述は避け、簡潔に記述すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ② 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。 ③ 見積書には消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 ④ 企画提案書を提出した後、辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式任意）を提出すること。 ⑤ 提出された企画提案書について、一般財団法人マリンオープンイノベーション機構から質問をすることがある。 ⑥ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ⑦ 提出された企画提案書は返却しない。「辞退届」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。 ⑧ 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案 イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案 ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

5 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として、「令和元年度マリンオープンイノベーション機構広報戦略策定業務委託企画提案質問書」（様式4）を提出するものとする。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和元年 11 月 27 日（水）
- イ 提出先 マリンオープンイノベーション機構
- ウ 提出方法 ファクシミリ（054-204-1121）又は E-mail（info@maoi-i.jp）
（ファクシミリ、E-mail 送信後、提出先に電話により受信の確認を行うこと。）

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

マリンオープンイノベーション機構のホームページ (<https://maoi-i.jp>) に随時掲載する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

イ その他

期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

6 選定方法

(1) 選考会議による選定

提出された企画提案書は、令和元年度マリンオープンイノベーション機構広報戦略策定業務委託選考会議において、6（3）に基づいて審査し、委託予定事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより行う。

(2) 企画提案書の説明

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。

日 時	令和元年 12 月 2 日（月）以降（詳細は別途連絡する。）
場 所	別途通知
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書に基づき説明すること。 ・ 補足資料を持参する場合は A 4 で数枚程度以内とする。 ・ 補足資料は、5 部用意すること。 ・ プレゼンテーション資料は紙媒体のみとする。 ・ 説明時間は 20 分以内とする。

(3) 審査基準

次の事項等を審査基準とする。

	項目	審査基準
1	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報戦略策定に十分な実績を有しているか。 ② 業務委託の目的に有効な提案となっているか。

2	事業実施体制	① 事業を実施するに当たり十分な実施体制か。 ② 事業を実施するに当たり十分な経営基盤を有するか。
3	提案内容の優位性	① マリンオープンイノベーション機構の事業目的や組織体制、活動内容等を、効果的にPRする内容となっているか。 ② マリンオープンイノベーション機構の活動内容等を内外に積極的に情報発信し、社会的認知を高めるのに有効な内容となっているか。 ③ スケジュールは適切か。
4	経費見積りの妥当性	① 事業内容に見合った経費見積りとなっているか。 ② 事業費の積算は適切か。

7 受託者の選定及び選定結果の発表

- (1) 審査の結果、予算上限額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。
- (2) 選定結果は次のとおり発表する。

日 時	令和元年12月初旬（予定）
方 法	すべての応募者に電話またはE-mailにより通知する。

8 契約についての留意点

企画提案し選定された事業の内容・規模等については、選定された民間企業等と一般財団法人マリンオープンイノベーション機構の間で事前に双方で協議の上決定し、契約仕様書案等を作成する。ただし、双方で調整の上、提案内容に修正・変更を行う場合がある。その後、見積もりを徴する随意契約を行い、契約締結となる。

9 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 応募先及び問合せ先

- (1) 名称 一般財団法人マリンオープンイノベーション機構
- (2) 所在地 〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8階
- (3) 連絡先 電 話 054-204-1111
F A X 054-204-1121
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)
電子メール：info@maoi-i.jp